

04 JAバンク・セーフティネット 安心・安全性

JAバンクのペイオフへの備えには、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」という二重のセーフティネットがあります。JAバンクでは、経営の健全性について行政が定めているものより厳しい自己基準を設定するなど、より安全な金融機関として信頼を得るために努力しています。

破綻未然防止システム (JAバンク独自のシステム)

- 経営の健全性にかかる自主基準の設定
- 経営状況のチェックによる問題点の早期発見と改善
- 「JAバンク支援基金」による資本注入や資金援助

農林中央金庫の格付

格付け機関名	格付け種類	ランク
ムーディーズ社	長期債務格付け	A1
	短期債務格付け	P-1
スタンダード&プアーズ社	長期債務格付け	A
	短期債務格付け	A-1

令和4年9月末現在

貯金保険制度 (国の公的制度)

平成17年4月以降は、当座貯金や利息の付かない普通貯金等は「決済用貯金」として全額保護され、定期貯金や利息のつく普通貯金等は、貯金者1人当たり、元本1,000万円とその利息が保護されます。

貯金等の保護の内容

貯金等の分類	平成17年4月から
当座貯金・無利息の普通貯金等	全額保護 (恒久措置)
有利息の普通貯金・定期貯金・定期積金等	元本の合計1,000万円までとその利息等を保護
外貨貯金・譲渡性貯金等	保護対象外

2022 Mini Disclosure

ミニディスクロージャー誌 《令和4年9月期》



©torezou



05 JAいるま野の活動報告

定期貯金キャンペーンの当選者が農産物収穫体験

JAいるま野は懸賞付定期貯金キャンペーンの当選者を対象に農産物収穫体験を開催しました。

当選者12組24人が参加し、狭山市堀兼の畑で旬のトウモロコシやエダマメ、ジャガイモの収穫を体験しました。

同定期貯金キャンペーンは、農業体験を通じて農家と消費者を結ぶ機会を提供し、農業の大切さを知ってもらうために行われており、今後も様々な収穫体験を開催していく予定です。

参加した夫婦は「旬の野菜を収穫できてうれしい。孫と一緒にトウモロコシを食べるのが楽しみ」と話しました。



いるま野 農業協同組合

〒350-1105 埼玉県川越市今成2-29-4
TEL.049-224-1607(代) FAX.049-224-1617
ホームページ: <https://www.ja-irumano.or.jp/>



JAいるま野グループ

株式会社 いるま野サービス
住所: 埼玉県入間市小谷田4-6-11
電話: 04-2941-6231
ホームページ: <https://www.irumano.co.jp/>

株式会社 いるま野アグリ
住所: 埼玉県富士見市みどり野北76
電話: 049-254-3119
ホームページ: <https://www.ja-irumano.or.jp/irumanoagri/>

1. 本誌に掲載している計数は単位未満を切り捨て表示しておりますので、合計と一致しない場合があります。
2. 記載金額が表示単位未満の場合は「0」、期末残高がない場合は「-」で表示しております。

本紙は再生紙を使用しています。



経営理念

人に優しい豊かな 地域社会を目指して

基本方針

- 1 農業者の所得増大・農業生産の拡大
- 2 豊かで暮らしやすい地域社会の実現
- 3 協同活動を支える経営基盤の確立

JAIるま野は、組合員・地域の皆さまとのふれあいを大切に、地域に根ざした事業展開を進めるとともに、幅広い暮らしの相談にお応えし、豊かな暮らしづくりをお手伝いさせていただいております。

事業のご案内

経済事業	信用事業	共済事業
購買事業 農業に必要な肥料・農薬などの生産資材や、お米などの生活資材を提供しています。 販売事業 安全・安心な農産物づくりを推進し、市場への共同出荷やJAIるま野直売所を通じて、農家の皆さまが生産した農畜産物を消費者の皆さまにお届けしています。	貯金業務・融資業務・為替業務・国債の販売や投資信託の取扱等を行っており、信頼できるサービスを提供しています。 高齢者福祉事業 組合員とご家族、地域住民が老後を安心して過ごしていただくために、認知症サポーターによる見守り活動や助け合い組織によるミニデイサービスなどの各種サービスを提供しています。	組合員や地域の皆さまを不慮の災害から守り、その家族の暮らしを守ることを最大の目的とし、生命・建物・火災・自動車共済などの共済商品を取り扱っています。 JA共済の健全性については、令和3年度のJA共済連のソルベンシー・マージン比率(支払余力)において経営の健全な水準とされる200%を大きく超える1,357.3%を確保しています。
営農・生活相談事業		
営農・生活指導はもとより、法務・税務相談や宅地等供給事業として資産保全と適正な土地利用へつながらる資産管理相談を行っており、これらの総合的な相談機能により、暮らしの全般にわたってサポートしています。		

…など様々な事業・サービスを提供しております。

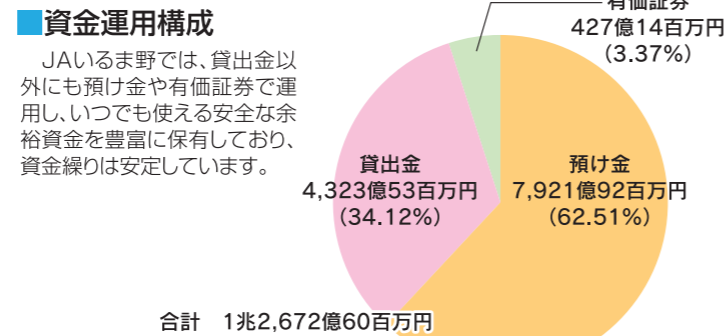
01 経営概要 収益性

● 経営の状況

事業利益	12億27百万円
経常利益	17億32百万円
当期剰余金	12億80百万円

● 貯金・貸出金 (単位:百万円)

	R3.9月期	R4.3月期	R4.9月期
貯金	1,240,789	1,233,727	1,246,592
貸出金	423,161	426,338	432,353
預け金	793,923	781,600	792,192
有価証券	46,539	46,532	42,714



● 有価証券の時価情報

● 満期保有目的の債券の時価のあるもの (単位:百万円)

種類	令和4年9月期				
	貸借対照表計上額	時価	評価差額	うち益	うち損
国債	500	503	3	3	—
地方債	3,505	3,576	71	89	17
社債	1,299	1,323	23	23	—
合計	5,305	5,403	98	115	17

注1：時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
注2：令和4年9月における売買目的有価証券はありません。

● その他有価証券の時価のあるもの (単位:百万円)

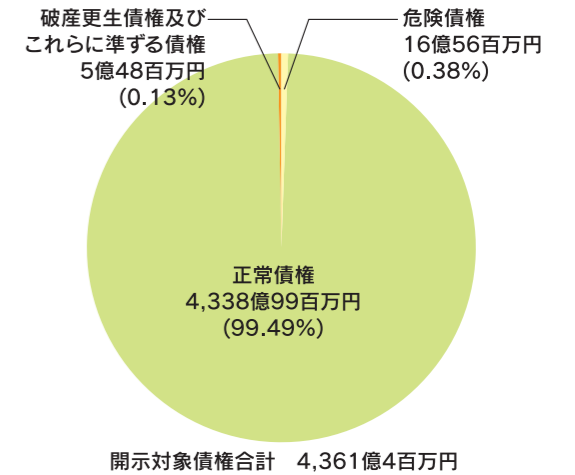
種類	令和4年9月期				
	貸借対照表計上額	取得原価(償却原価)	評価差額	うち益	うち損
債券	35,373	36,654	-1,281	192	1,473
国債	12,507	13,257	-750	48	799
地方債	7,335	7,499	-163	78	242
政府保証債	2,020	1,999	20	23	2
社債	13,510	13,898	-388	41	429
株式	1,119	1,076	42	102	59
受益証券	916	831	84	102	17
合計	37,409	38,563	-1,154	396	1,550

02 不良債権の状況 健全性

JAIるま野は、経営の透明性を高め、その健全性と安全性をご理解いただくために、金融再生法に基づく債権の状況を開示するとともに、不良債権に対する保全状況を開示いたします。

金融再生法による開示対象債権の内訳 (単位:百万円、%)

債権区分と保全状況	令和4年3月期	令和4年9月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	594	548
危険債権	1,847	1,656
要管理債権	—	—
小計(A)	2,442	2,204
上記債権の担保・保証の額(B)	2,088	1,889
上記債権に対する貸倒引当金の額(C)	353	314
上記債権に対する保全率(B+C)/(A)	100%	100%
正常債権	427,029	433,899
開示対象債権合計	429,471	436,104



JAIるま野では、資産の健全性を高めるため半期毎に厳格な資産の自己査定を実施し、必要な償却・引当等の処理を実施しています。

- 用語の説明
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権: 破産・会社更生・民事再生等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 - 危険債権: 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く)です。
 - 要管理債権: 三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権からなります。
○ 三月以上延滞債権 / 元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸出債権のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」を除いた貸出債権です。
○ 貸出条件緩和債権 / 経済的困難に陥った債務者の経営再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「三月以上延滞債権」を除いた貸出債権です。
 - 正常債権: 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」以外の債権です。

03 自己資本比率(健全経営のバロメーター) 健全性 安全性

自己資本比率とは、経営の健全性を示す指標の一つで、JAが保有する貸出金や有価証券等のリスクがある資産に対して出資金などの自己資本がどれくらいあるかを示し、自己資本比率は数字が高いほど、一般的に「体力」があると考えられています。

自己資本額 795億7百万円
自己資本比率 13.72% (単体)

- 【自己資本比率の基準】
- 国内基準 4%以上 海外に拠点を有さず、国内だけで事業を行う金融機関に求められる基準
 - 国際基準 8%以上 海外に拠点を有する金融機関に求められる基準
- 各金融機関は、それぞれの該当する基準をクリアすることを求められています。
JAは自主ルールにより基準を8%以上とし、独自に健全性のハードルを高めています。

